

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅶ 業務代理組合が行う代理業務</p> <p>Ⅶ-4 業務代理組合</p> <p>Ⅶ-4-2 主な着眼点【共通】</p> <p>Ⅶ-4-2-7 その他</p> <p>Ⅶ-4-2-7-2 業務代理組合に関する報告書の縦覧に係る留意事項【共通】</p> <p>再編強化法施行規則 11 条第 9 項に規定する業務代理組合に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は金融庁長官（又は財務局長）がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>(2) 報告書は、農林水産大臣又は金融庁長官（又は財務局長）がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>(3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否すること</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅶ 業務代理組合が行う代理業務</p> <p>Ⅶ-4 業務代理組合</p> <p>Ⅶ-4-2 主な着眼点【共通】</p> <p>Ⅶ-4-2-7 その他</p> <p>Ⅶ-4-2-7-2 業務代理組合に関する報告書の縦覧に係る留意事項【共通】</p> <p>再編強化法施行規則 11 条第 9 項に規定する業務代理組合に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は、金融庁長官（又は財務局長）がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>(2) 報告書は、農林水産大臣又は金融庁長官（又は財務局長）がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>(3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否すること</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>ができるものとする。</p> <p>① 上記(1)又は(2)その他監督当局の指示に従わない者</p> <p>② 報告書を汚損若しくは破損し、縦覧を停止又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれると考えられる。</p> <p>(5) 業務代理組合に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林水産省及び金融庁（又は財務局）において閲覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</p> <p><b>VII-5 農中等（代理事業の委託者としての農中等）</b></p> <p><b>VII-5-2 主な着眼点【共通】</b></p> <p><b>VII-5-2-2 業務代理組合の原簿の閲覧に係る留意事項【共通】</b></p> <p>再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 39 号に基づき貯金者等そ</p>	<p>ができるものとする。</p> <p>① 上記(1)又は(2)その他監督当局の指示に従わない者</p> <p>② 報告書を汚損若しくは破損し、縦覧を停止又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれると考えられる。</p> <p>(5) 業務代理組合に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林水産省及び金融庁（又は財務局）において閲覧が可能なこと、<u>並びに業務代理組合のすべての事務所には再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 37 号の規定による農中等の説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p><b>VII-5 農中等（代理事業の委託者としての農中等）</b></p> <p><b>VII-5-2 主な着眼点【共通】</b></p> <p><b>VII-5-2-2 業務代理組合の原簿の閲覧に係る留意事項【共通】</b></p> <p>再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 39 号に基づき<u>事務所に備</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>他の利害関係人から業務代理組合に関する原簿の閲覧請求があったときは、原則として閲覧に応じる必要があることに留意する。<u>その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。</u></p> <p><b>IX 系統金融機関関係その他の留意点</b>  <b>IX-1 指定組合及び特定農業協同組合【組合】</b>  <b>IX-1-2 特定農業協同組合について</b>  <b>IX-1-2-1 特定農業協同組合の承認等【農協】</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 知事は、特定農業協同組合の承認を行ったときは、速やかに様式・参考資料編 様式<u>5-4-1</u>により、経由部局を経由して、農林水産大臣及び金融庁長官に報告するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 知事は、(5)本文の規定により、第2号特定農業協同組合の承認を取り消す場合において、当該農業協同組合が、引き続き、第1号特定農業協同組合の承認基準を満たしていると認めるときは、当該農業協同組合から第1号特定農業協同組合の承認申請があったものとみなして、その承認をすることができるものと</p>	<p><u>え置くこととした書類について、貯金者等その他の利害関係人から閲覧請求があったときは、それが業務時間内である限り、原則として閲覧に応じる必要があることに留意する。</u></p> <p><b>IX 系統金融機関関係その他の留意点</b>  <b>IX-1 指定組合及び特定農業協同組合【組合】</b>  <b>IX-1-2 特定農業協同組合について</b>  <b>IX-1-2-1 特定農業協同組合の承認等【農協】</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 知事は、特定農業協同組合の承認を行ったときは、速やかに様式・参考資料編 様式<u>5-4</u>により、経由部局を経由して、農林水産大臣及び金融庁長官に報告するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 知事は、(5)本文の規定により、第2号特定農業協同組合の承認を取り消す場合において、当該農業協同組合が、引き続き、第1号特定農業協同組合の承認基準を満たしていると認めるときは、当該農業協同組合から第1号特定農業協同組合の承認申請があったものとみなして、その承認をすることができるものとす</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>する。</p> <p>なお、知事は、当該承認を行った場合には、速やかに様式・参考資料編 様式<u>5-4-2</u>により、経由部局を経由して、農林水産大臣及び金融庁長官に報告するものとする。</p>	<p>る。</p> <p>なお、知事は、当該承認を行った場合には、速やかに様式・参考資料編 様式<u>5-4の3</u>により、経由部局を経由して、農林水産大臣及び金融庁長官に報告するものとする。</p>

### 附 則

この通知の改正は、令和6年4月1日から適用する。